

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	定期予防接種実施事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柴田町は、予防接種実施事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている

評価実施機関名

宮城県 柴田町長

公表日

令和7年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	定期予防接種実施事務
②事務の概要	定期予防接種の対象者について、住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料等に基づき予防接種台帳を作成する。この台帳を基に予防接種実施状況を把握し予防接種計画を立て対象者の確認を行い、予診票を作成し接種を行う。また、接種した定期予防接種情報等の記録及び管理を行う。
③システムの名称	・健康管理システム　・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー　・ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
定期予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表14の項及び126の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条及び第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表25、26、27、28、29、153、154の項 ・第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第155条、第156条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康推進課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2160
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	リモートラーニング等による情報セキュリティ研修を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	宮城 利郎	佐藤 浩美	事後	
平成27年8月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・健康管理システム 　・中間サーバー	・健康管理システム 　・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー	事後	
平成28年9月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :17,18,19の項 (別表第二における情報提供の根拠) :なし	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :16-2,17,18,19の項 (別表第二における情報提供の根拠) :なし	事後	
令和3年7月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	定期予防接種の対象者について、住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料等に基づき予防接種台帳を作成する。この台帳を基に予防接種実施状況を把握し予防接種計画を立て対象者の確認を行い、予診票を作成し接種を行う。また、接種した定期予防接種情報を記録及び管理を行う。 以下の事務を適切に遂行するため、特定個人情報ファイルを使用する。 ①定期の予防接種等による健康被害の救済の給付金申請の事務 ②定期予防接種の実施 ③予防接種状況の記録事務 番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報について情報連携を行う。 情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	定期予防接種の対象者について、住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料等に基づき予防接種台帳を作成する。この台帳を基に予防接種実施状況を把握し予防接種計画を立て対象者の確認を行い、予診票を作成し接種を行う。また、接種した定期予防接種情報を記録及び管理を行う。 以下の事務を適切に遂行するため、特定個人情報ファイルを使用する。 ①定期の予防接種等による健康被害の救済の給付金申請の事務 ②定期予防接種の実施 ③予防接種状況の記録事務 番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報について情報連携を行う。 情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年7月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・健康管理システム 　・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー	・健康管理システム 　・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー 　・ワクチン接種記録システム(VRS)		
令和3年7月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	・番号法第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年7月30日	II-1 対象人数	1, 000人以上1万人未満、平成26年6月1日	1万人以上10万人未満、令和3年7月30日	事後	
令和3年7月30日	II-2 しきい値判断項目	平成26年6月1日	令和3年7月30日	事後	
令和3年7月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :16-2,17,18,19の項 (別表第二における情報提供の根拠) :なし	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :16-2,17,18,19の項 (別表第二における情報提供の根拠) :なし	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月17日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>定期予防接種の対象者について、住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料等に基づき予防接種台帳を作成する。この台帳に基に予防接種実施状況を把握し予防接種計画を立て対象者の確認を行い、予診票を作成し接種を行う。また、接種した定期予防接種情報等の記録及び管理を行う。</p> <p>以下の事務を適切に遂行するため、特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>①定期の予防接種等による健康被害の救済の給付金申請の事務 ②定期予防接種の実施 ③予防接種状況の記録事務</p> <p>番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報をについて情報連携を行う。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	<p>定期予防接種の対象者について、住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料等に基づき予防接種台帳を作成する。この台帳に基に予防接種実施状況を把握し予防接種計画を立て対象者の確認を行い、予診票を作成し接種を行う。また、接種した定期予防接種情報等の記録及び管理を行う。</p> <p>以下の事務を適切に遂行するため、特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>①定期の予防接種等による健康被害の救済の給付金申請の事務 ②定期予防接種の実施 ③予防接種状況の記録事務</p> <p>番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報をについて情報連携を行う。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事前	
令和3年12月17日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号（委託先への提供） 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供） 	事前	
令和6年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象者人数、2. 取扱者数	令和3年7月30日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和7年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供） 	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表14の項及び126の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条及び第67条の2	事後	番号法等改正による変更
令和7年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報照会の根拠） 16-2,17,18,19の項 (別表第二における情報提供の根拠) なし 	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表25、26、27、28、29、153、154の項 ・第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第155条、第156条	事後	番号法等改正による変更
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	様式改正による変更
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	様式改正による変更
令和7年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目新設	事後	様式改正による変更
令和7年3月1日	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発		項目新設	事後	様式改正による変更
令和7年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目新設	事後	様式改正による変更